

パブリックコメントの実施について（案）

「トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し（案）」に対する府民意見等の募集について

大阪府環境審議会水質部会では、府から条例に基づくトリクロロエチレンに係る排水基準の見直しに関して諮問を受け、府域における公共用水域の水質の状況及び事業場の排水の実態等を踏まえて審議を行い、見直しの案を作成しました。

つきましては、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、本案に対する府民、団体・グループのご意見・ご提言を募集します。

ご意見等は、電子申請フォームから、もしくは別添意見提出用紙により、郵便またはファクシミリのいずれかの方法でご提出ください。

今回いただいたご意見等については、本部会におけるトリクロロエチレンに係る排水基準の見直しの審議の参考とさせていただきます、審議の結果を府に答申します。

1 募集期間

平成27年 月 日（曜日）から平成27年 月 日（曜日）まで
（郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

2 提出方法

○電子申請の場合

ホームページから操作してください。

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukiId=2015030013>

○郵便またはファクシミリの場合

別添の「意見提出用紙」により、下記までご提出ください。

なお、電話によるご意見等の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※「意見提出用紙」は下記3に記載の場所に備え付けています。

○提出先

《郵便の場合》

〒559-8555 （府庁専用郵便番号につき、住所の記載不要）

大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ）あて

《ファクシミリの場合》

06-6210-9577

大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ）あて

○ 留意事項

- (1) 個人で提出していただく場合は住所・氏名を、団体・グループで提出していただく場合は所在地、団体・グループ名を明記してください。
これらの明記がないものについては、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先（電話番号等、団体・グループの場合は担当者）をあわせて明記してください。
なお、これらの個人情報公表いたしません。
- (3) ご意見等の内容については原則として公表します。公表を希望しない場合には「意見提出用紙」にその旨をご記入ください。
ただし、その場合には、ご意見等に対する水質部会の考え方をお示しできない場合があります。
- (4) ご意見等は日本語で提出してください。

3 閲覧方法

大阪府のホームページよりアクセスできます。

また、以下のところに資料を備え付けています。

- ・大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課（大阪府咲洲庁舎2 1階）
- ・府政情報センター（府庁本館1階）
- ・環境情報プラザ（（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所 環境科学センター1階）

4 ご意見・ご提言の取り扱い

- (1) いただいたご意見等はトリクロロエチレンに係る排水基準の見直しの審議の参考にさせていただきます。
- (2) ご提出いただきましたご意見等の概要と、それに対する水質部会の考え方などについては、ホームページ等により公表します。
（ご意見等に対して個別には回答いたしません）
- (3) 類似のご意見等については、まとめて同一の意見として公表することがあります。
- (4) ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。
賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、水質部会の考え方をお示しできないことがあります。

意見提出用紙

「トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し（案）」に対するご意見・ご提言

連絡先	氏名または団体名	
	住所または所在地	〒 ー
	電話番号（担当者名）	
	電子メールアドレス	
ご意見の内容		

〔締 切〕平成 27 年 月 日（ ） （郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

〔送付先〕大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ）

○郵送の場合 〒559-8555（住所不要）

○ファクシミリの場合 06-6210-9575

トリクロロエチレンに係る排水基準の見直し（案）

【見直しの経緯】

トリクロロエチレンについては、平成26年11月17日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正されました。

このことを踏まえ、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水基準を見直すものです。

1. トリクロロエチレンに係る排水基準見直しに当たっての基本的考え方

今回の排水基準の見直しに当たっては、下記のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準等設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

＜健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方＞

- 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として、環境基準値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。
- 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。
- 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

2. トリクロロエチレンに係る排水基準について

基本的考え方を踏まえると、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1に示すとおりとなる。

表1. トリクロロエチレンに係る排水基準

	上乗せ条例	生活環境保全条例
	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
上水道水源地域以外の地域	上乗せ条例は適用しない (法の排水基準(「0.1mg/L以下」とすることを検討中)が適用される)	法の排水基準と同じ

上水道水源地域における既設の特定事業場及び届出事業場については、排出水の濃度が排水基準の見直し案（0.01mg/L 以下）を満足している。また、新設事業場については、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。

したがって、トリクロロエチレンに係る排水基準は表1のとおりとすることが適当である。

3. 暫定排水基準の必要性について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、「2. トリクロロエチレンに係る排水基準について」で検討したとおり、既設事業場については排出水の濃度が排水基準の見直し案を満足していること、また、新設事業場についても、トリクロロエチレンの排水への混入を可能な限り抑制する措置の徹底や、適切な排水処理施設の設置により、排水基準の見直し案を満足することが可能と考えられることから、暫定排水基準を設けなくても支障はない。

同様に、上水道水源地域以外の地域における届出事業場についても、既設事業場及び新設事業場とも暫定排水基準を設けなくても支障はない。

4. 排水基準の適用開始日について

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る見直し後の排水基準について、現状において既設事業場は満足しているが、今後、新たにトリクロロエチレンを使用する施設を設置する事業場が立地することが考えられるため、水道水源保護の観点から、必要な手続きを経て可能な限り早期に適用することが適当である。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場に係る見直し後の排水基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

5. 既設事業場に対する周知期間の設定について

既設事業場に対しては、現状において見直し後の排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はない。